

○雑元氏 まず、美容所で美容師が施術するという通達がありますので、勿論、美容所で登録していますし、保健所にも登録しています。その大きさはまちまちだと思います。ただ、最低限必ず指導を受けている部分と、それをクリアしなければいけない部分が関西の方ではありますから、そのところは、保健所できちんとしていただいて、確認していただいて、受理して、開業をなさっています。

○鈴木臨時構成員 美容室はわかるのですね。そうではなく、まつ毛エクステサロンとして、それだけをやっているということはないですか。

○雑元氏 それだけです。結局、まつ毛エクステをするためには、美容所で美容師が施術するのと同じ、それがなければできないので。だから、まつ毛エクステだけですけれども、そういう条件をクリアしないと保健所でも認めてくれませんから、それは条件を満たして、皆さん開業をなさっています。勿論、その中には、美容師の資格がなければ登録できませんので、保健所に届けていらっしゃる方は、そういうことはすべてクリアして、まつ毛エクステだけをされています。

レベルチェックにおいては、基準は各団体・協会いろいろあるとは思うのですが、当協会の場合でしたら、2級以上はサロンワークができる限定ですので、受験資格に、美容師または美容専門学校等学生ということで、2級、1級。ウイングプロマスターがその上にいまして、1級の上です。ウイングプロマスターという制度は、施術実績が8,000名以上、ウイングプロマスターの受験資格に、1級合格した後、2年以上経過して、施術実績が5,000名以上の者がまず1つ受験資格となりまして、それから、また、そういう基準をクリアした者が、今、指導に当たっています。ですから、時間と施術している実績といいますか期間ですね。かなりベテランでないと教えられませんので、そういうものが今指導をしています。勿論、うちで言うウイングプロマスターは全部美容師の資格も持っておりますし、そういう形で当協会はかなりハードルが高いことで、いろいろ指導と教育と、現場の方でさせている状態であります。

○鈴木臨時構成員 民間資格ではありますけれども、まつ毛エクステの1級とか2級とかというのをつくっていることですか。

○雑元氏 そうです。そういうものもちゃんとあります。これは、うちだけでなく、どの団体さん、どの協会さんも、そのレベルは各々あるとは思いますけれども、その1級とか2級とかという形はどこもされていると思います。

○鈴木臨時構成員 いつごろから、1級、2級という資格を与えるようになったのでしょうか。

○雑元氏 大体8年ぐらい前です。

○倉田座長 ほかに何か。

○秋山構成員 今、美容所の申請をして、許可を得ないとというお話をあったと思うのですけれども、そうすると、美容師法に従っていきますと、保健所の認可を得るときに、いわゆる美容所の規定で許可が下りるはずですね。そうすると、まつ毛エクステンションの

施設と美容の施設と、これ、相当規模的に違うと思うのですけれども、その辺どうなのでしょうか。美容所としての認可が下りるとすると、衛生措置をきちんと講じられるようにしなければならないという条件をクリアしないと美容所の認可は下りない。そうすると、まつ毛エクステの衛生管理を行うための施設の規模と美容の衛生管理を行う規模はかなり違ったことがあると思うのですけれども、その辺、どういうふうに兼ね合いを持たせているのですか。

○雛元氏 規模ですか。

○秋山構成員 はい。

○雛元氏 それは、広さとかそういったものですか。

○秋山構成員 美容所では、衛生管理をするためにこういうものをそろえなくてはいけませんよというの細かく規定がありますね。

○雛元氏 おっしゃるとおり、そこは届出をしていますので、そういうものはそろえて開業をしています。

○堀江生活衛生課長 今お伺いしたのは、確認ですけれども、要は、エクステンション協会に入っておられるところのモデルは、美容所でまつ毛エクステンションを行っているということであって、要は、まつ毛エクステンションだけ行っている営業者さんはあんまりない、そういうことですか。

要するに、今、秋山構成員がおっしゃられたのは、美容所の最低基準があり、まつ毛エクステンションを行う場合も、それを超していいわけですけれども、まつ毛エクステンションだけをするときに、(髪を)カットする台みたいなものは要らないだろうというふうにはなってないということでよろしいのですか。

○鈴木臨時構成員 違いますね。さっきは、美容室を経営するのと同じようにして、それで、まつ毛エクステだけをやっているということでしたね。違うのではないか。答えにちょっとなってないような気がするのです。

○雛元氏 まつ毛エクステをするときには、おっしゃるように、洗髪したり、そういったものは必要ないので、そこだけはつけておりませんけれども、それ以外のことに関する指導のもとにおいての必要条件の設備はすべてクリアして、開業をしております。

○倉田座長 私、非常に立ち入ったことをお聞きします。

1人両方の目をやるとして、どれぐらいかかるのですか。1時間とか、30分とか、2時間とか。

○雛元氏 所要時間ですか。

○倉田座長 そう。その後の質問があるので、それをお聞きしたいのです。

○雛元氏 本数では、120本ぐらいで約1時間ぐらいです。

○倉田座長 私がお聞きしたいのは、衛生のことです。私は専門家なのでお聞きしますが、道具は、一人ひとり使い捨てですか。例えば10人やるとしたら、10組全部捨ててしまうのか。あるいは、消毒とさつきちらっと言ったと思いますが、どういう消毒をしている

のですか。これは非常に基本的なことなので。もし、同じ道具を繰り返して使ったら、アデノウイルスとかB型肝炎の人だと、どんどん感染してしまいますからね。そこはどうなのでしょう。一回一回どういう消毒をしているか。消毒だけではわからないですね。

○雛元氏 ピンセット以外は全部使い捨てにしています。

○倉田座長 そうしたら、みんなプラスチックのものを使っているという意味ですか。ピンセットだけでできるのですか。そうではないでしょう。はさみは要らないですか。

○雛元氏 いや、ピンセットだけでできますので、はさみとかは使用しません。

○倉田座長 図から見ると、これはピンセットだけでできるのですか。私よくわからないけれども。いやいや、病気のことはわかります。ピンセットだけでやるのですか。

○雛元氏 特に専門的なピンセットがあるのですけれども、通常の普通の皆さんお手元のピンセットとはまた違うものがいろいろあるのですが、そのピンセットでまつ毛一本一本につけていきますので、はさみ等は使っておりません。

○三浦臨時構成員 でも、それをそろえるときに使いますね。

○雛元氏 使いません。

○枝折臨時構成員 私、現場でやっておりますので、実際、ピンセット、それから、消毒的なものから、やはりかなり要ります。その1本だけというのを考えられないです。

○雛元氏 1本というのは、ピンセット1本だけではありません。

○枝折臨時構成員 2本ですね。

○雛元氏 2本です。

○枝折臨時構成員 2本は必ず使いますから。

○倉田座長 どういう消毒をしていますか。

○雛元氏 エタノール消毒と紫外線消毒です。

○倉田座長 紫外線は消毒とは言わないけれども、エタノールを使っていますか。

○雛元氏 そうです。

○倉田座長 どういう使い方をしていますか。

○雛元氏 その中につけるという形ですね。

○倉田座長 そうしたら、10人来たら、20本使うとしたら、20本毎日フレッシュなものを使える格好になっているという意味ですか。それとも、アルコールです一とやつたら、また次、そういう意味ですか。

○雛元氏 サロンの人数はばらばらですけれども、大体1人10本ぐらいピンセットを持っています。

○倉田座長 持っているのはいいけれども、どうやって消毒滅菌をして、使っているのかという、それだけお聞きしたいのです。非常に基本的です。それが通常の医療の中で使われるごく通常の当たり前のやり方に並んだようなことでなかったら、それだけで、これは非常に問題が大きいですね。

○雛元氏 水洗いをして、エタノールにつけまして、その後に紫外線消毒という形の順番

をとっています。

○倉田座長 エタノールにつけるというのはどういうことですか。どのくらいつけておくのですか。

○雛元氏 大体一晩ですね。

○倉田座長 それを紫外線にまた一晩入れるわけですか。

○雛元氏 一晩つけておいた後に、紫外線で。

○倉田座長 ピンセットを紫外線でというのは、あんまり聞かない話だけれども、普通は殺菌消毒をするのだったら、高圧滅菌でやるとか、それが普通の安全なやり方ですね。そういう設置をしているところはないですか。

いいです。先ほどお聞きしたものと一緒に、後で出してください。

○雛元氏 はい。

○倉田座長 ほかに何かありますか。

○堀江生活衛生課長 今日お話をお聞きしたエクステンション協会に、これ長くなつて申し訳ないですが、1つ質問です。前回、日本アイリスト協会ほか3団体の方が来られたときに、意見書というか要望書を持ってこられて、そのときのお話があつた話としては、厚生労働省から通知が出ているけれども、自治体によってその対応がばらばらで、要は、お店を営業しているときに、保健所から担当者が来られて「あなたのところは免許がないからおかしいではないか」と言われたりするといったことを言われたわけですけれども、今日お話を聴きしている範囲ですと、活動的に活動されている会員のところ、今特に本部からすれば、美容所であることを前提としているということですので、そうした保健所がたくさん来て、言葉を選ばず言えば、仕事の邪魔になるから何とかしてくださいみたいな苦情はあんまりないということでおろしいのでしょうか。

○雛元氏 そのようなことは一切ありません。

ただ、どの団体も要望書・意見書を持ってくると思うのですけれども、あくまでも美容師法に基づいて、美容師資格を持って、そういうたまつ毛エクステの施術をしていかなければいけませんので、資格を取るに当たって、すべての方が努力をなさっていますので、できましたら、個人的なことになるのですけれども、経過措置として、美容師免許を取得するための期間を5年なら5年とかいうのは設けていただければという切なる願いはあるのですけれども、基本的には、資格を取って、施術を、営業をしていくという方針は変わりません。ただ、そういうたたかれた努力をされている方もおりますので、そういう期間だけはもう少し持っていたければという気持ちはあります。

○堀江生活衛生課長 先ほど、年に4回東京と大阪でセミナーをされているというようなこともあって、一方で、会員だけれども、営業していない人もいるかもしれないみたいな話があつたところなので、もし可能でしたら、そういうところに集まって来られる方はどんな形態になっているかとか、急ぎませんけれども、例えば美容師免許を持って営業しているとか、美容師免許は持っていないくて、今の時点では学校へ行っているとか、美容師免許

を持ってなくて、かつ、まつ毛エクステンションを昔習ったけれども、それ自体は今営業には余り使ってないんですとかというような会員の状況とかまとめていただいたらば、多分この会にも、そういうふうになっているのかというのがより説得的にわかるのではないかと思いますので、お願ひできたらと思います。

○倉田座長 ありがとうございました。

何かありますか。

○雛元氏 調査して、それは報告させていただきます。

○堀江生活衛生課長 まとめのところになりますけれども、今日お手元に、第4回の資料、「資料5より抜粋」というのを置かせていただいたと思います。そのところの裏を見ていただくと、右肩に「安藤さん提出資料」と書いてあるのがございまして、12月14日に、この1番から3番までのところに来ていただきました。それから、今日来ていただいた雛元副会長さんは、その10番のところに該当します。今日、実は、6番のところも、発表の御意向があったのですけれども、急遽キャンセルになってしましましたので、また、是非、話をしたいというふうにお聞きしているところでございます。

それから、今日もたくさん出ましたけれども、前回のときに、苦情処理体制は具体的にどうやっているかとか、技術トレーニングの講習会の中身はどんなふうになっているのかというようなことを言われて、その回答がまだ来てないので、一部海外の資格などについて出していただいたところもあるのですけれども、そういうものも、また、まとめて皆さんのお届けしたいと考えてございます。

それから、まつ毛エクステンション、今日は雛元さんも、多分、術を実際にやっている方ではないと理解していますが、術をやっている方、それから、利用している方、それから、眼科医でアドバイスをしているというような方、それから、学校の関係者とか、そういうようなことで、ヒアリングももう少しいろいろな方に来ていただいて、お話を聴きいただいたらと思っています。資料は、ある意味宿題になったものが出てきて、それを見ながらやっていただけるように努力したいとは思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

○倉田座長 ありがとうございました。

時間もかなり超過しましたので、特別になければ、これで、まつ毛エクステンションに関する議題については、今回はこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。

では、まつ毛エクステンションに関する関係者に退席いただきまして、また、次の方に入れ替わりますので、よろしくお願ひします。

○鶴内課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。

財団法人ビル管理教育センター事務局長の関谷様、財団法人理容師美容師試験研修センター常任参与の松浪様に御出席をお願いしております。

それでは、座長よろしくお願ひいたします。

○倉田座長 お忙しいところを、どうも済みません。

それでは、まず御説明を全部いただいてから、質問をいたしますので、最初に、財団法人ビル管理教育センター事務局長の関谷さん、よろしくお願ひします。その後、次いで、理容師美容師試験研修センター常任参与の松浪さんということで、全部終わってから、質問あるいは御意見をお願いしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

○新津課長補佐 座長済みません。その前に、事務局から御説明させていただきます。

○倉田座長 はい、どうぞ。

○新津課長補佐 お手元の資料5をお開けいただきたいと思います。

1ページ目です。今回、この検討会でお願いしておりますのは、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書を抜粋させていただいておりますが、平成22年12月27日にとりまとめられたものでございます。この中で、指摘の関係が2点ございまして。

1点目が、全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直すということで、今行っています指定試験の制度が、その法令の検証とともに、それでいいのかというのが1点目でございます。

それから、指摘の2としては、国家試験、国家資格等の試験料、登録料等が、その事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となっているのかどうかといった、この2点でございます。

これを受けまして、2ページ目以降については、それぞれの資格について根拠法令と、資格取得方法、現在指定が行われています理容師美容師試験研修センター、それから、ビル管理教育センターが行っていることでございます。

ちょっと資料飛びますが、7ページをごらんいただければと思います。7ページには、指摘1として、「指定制度の在り方について」でございます。中ほどに、論点として、指定制度の存続について、例えば、国の直接実施と指定法人の実施、または、競争参入と单一又は複数法人の指定について、公益性とか、非営利性、こういったところの論点を少し検証してみる。

それから、指摘2については、国家試験、国家資格等の試験料、登録料等について、管理費、人件費、法人運営全般の効率化、こういったところも含めての検討。試験事業の運営の効率化、こういったところを論点として考えてはどうかということになっております。

こういったところを踏まえて、今日は御説明をいただくということでお願いしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○倉田座長 それでは、最初に、関谷さんからお願ひします。

○関谷氏 ビル管理教育センターでございます。

今御説明がありましたように、合理化委員会の報告書の指摘1、指摘2に基づいて説明ということでございますが、この指摘1については、資料の1ページにございますように、指定根拠等の在り方、あるいは、指定基準等の見直し、検討することとされていますので、

現に今、指定を受けて、試験を実施している側として、意見を申し述べさせていただきます。

この資料の2ページの右のところに「建築物環境衛生管理技術者」という欄がございますが、これが、当センターが、資格取得のための国家試験を実施している技術者でございます。これは、建築物衛生法に基づいて資格制度がつくられているものでございますけれども、その職務内容は、法律に定められている特定建築物、これは用途及び規模によって決められているものでございますけれども、その特定建築物の中の衛生的環境を確保するというところで、法律の中に管理基準として、建築物内の空気、あるいは飲料水の給水・排水等、あるいは廃棄物等々が定められているわけでございます。建築物環境衛生管理技術者は、法律上、特定建築物に専任をして、この制度に基づく管理基準等が守られ、衛生的環境が確保されているかを監督するという、非常に重要な職務を担った技術者、資格でございます。

3ページにございますように、そもそも当センターが、ビル管理技術者のこの試験の指定実施団体となりました経緯がここに書かれてございますが、もともとこの法律は昭和45年に施行されておりますが、これを受けて、国が直接国家試験を実施していたのですけれども、昭和56年に設置された臨調の最終答申（第5次答申）によりまして、国の行政のスリム化という観点から、民間に委譲して実施していくことが答申として昭和58年に出来ました。これを受けて、当センターが、昭和60年3月に、その趣旨に基づいて、実施団体としての指定を受けまして、昭和60年度の国家試験から当センターで実施をしてきていくものでございます。

ビル管理技術者の国家試験は年1回実施をしておりますが、昭和60年度から当センターとして、既に27回の国家試験を実施してきているところでございます。この間、試験の実施、あるいは、問題作成等々に特段の問題を生じたこともなくやってきているということでございます。試験が適正に実施されていること、あるいは、当センターが試験の実施機関となった経緯を踏まえますと、臨調そのものが、国の行政事務の整理合理化・簡素化の観点から検討され、答申が出されたことを受けてのセンターの試験実施であるならば、センターがこの試験を実施していることが、国の行政事務のスリム化に寄与しているものだと考えているところでございます。

この27年間にわたる試験を、ほぼ同レベルで実施をしてきて、特段の問題もなく実施をしていているところについては、センターの中に、この法律に定められております試験委員会の要件に沿った国家試験委員を選任いたしまして、その試験委員会において公平に、あるいは適正に試験の問題の検討作成、それから、合否の判定を行っていることと加えまして、当センターは、参考資料7に、「(財)ビル管理教育センター概要」という資料が提出されておりますが、ここにございますように、当センターの今行っている事業は、建築物環境衛生管理技術者の国家試験のほかに、建築物衛生に係る技術者の養成のための講習会、あるいは、建築物衛生全般に係る調査研究を実施しております。これらのものを踏ま

えまして、それで蓄えた知識、センターの知識・技能・技術を十分この試験事業の中でも生かして実施をしてきていることが、この間、問題なく試験を行ってきていることも言えるのではないかと考えております。

また、当センターは公益法人でございますので、この試験の透明性・公平性は十分念頭に置きながらこの事業を進めていかなければいけないわけでございますけれども、ビル管理技術者の試験問題、合格基準、試験結果の正答については、その都度、ホームページで公開して、情報の開示を行っていることと併せて、試験の合格発表の後に、例年100人近くの受験された方が、自分の点数、成績はどうなのだろうというお問い合わせがございます。これについても、開示請求をしていただいた後に、それぞれの御照会いただいた方に情報を開示している。当該試験は180問と非常に多ございますけれども、「あなたの正答はこういうふうになっていますよ」というのも要請があれば、きちんと開示をしてきてはいるというところで、その透明性というところも考えております。

また、資料5に戻りますと、7ページが、指摘1の「指定制度の在り方について」の「論点（案）」の中に、「競争参入と單一又は複数法人の指定について」がございます。これについて、今、現に指定を受けて、実施をしている者として発言をさせていただきますと、一つの資格に対して、実施機関が複数にまたがるときに、それぞれの実施機関において行う試験の問題、あるいは合否判定等が同じレベルを保てるかどうかというところは非常に危惧しているところでございます。これがそれぞれの実施機関によって、試験の内容にレベルの差が生じることになることは、ひいては、そこから生まれたビル管理技術者の質の低下も十分考慮していかなければいけないのかなと考えております。

それから、複数の機関で実施したときに、試験実施のコスト面から申し上げますと、今、ビル管理技術者の試験は、ここ数年、受験者が大体11,000～12,000人で推移しております。これが試験の実施機関が複数になると、当然、一つの実施機関での受講験者数が減少していく。そうすると、おのずから1人当たりの受講験者数に係るコストが高くなってくるのではないか。コストが高くなれば、これが受験料にはね返ることも、検討の中では考えていかなければいけないのかなと思っております。

また、この次の「手数料の見直しについて」でございますけれども、ここの指摘の内容は、手数料については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要費用を賄うのに足りる料金、いわゆる適正な料金でなければならないと。これはしごくごもっともな指摘でございまして、当センターの今の手数料といたしますと、資料5の10ページをお開きいただきたいと思います。10ページが、先ほど来御説明いたしております建築物環境衛生管理技術者試験の実施状況でございます。この左の方に、手数料13,900円、それから、この試験内容が、非常に範囲は広いのでございますが、建築物関係として、衛生行政概論、構造概論から始まりまして、環境衛生、空気、それから、飲料水の給水・排水、清掃、ねずみ、昆虫等の防除を試験科目として設定されているわけですが、これらを試験内容として、全体で180問。これに対して、過去3か年で大体11,000～12,000人が受験者数として推移

しているところでございます。

その一番最後の表は、この試験事務の収支状況の3か年実績ですが、大体、収入・支出それぞれ各年1億6,000万円前後でこの事業を賄っているというところでございます。現在、13,900円という受験手数料については、この額を設定いたしましたのは、平成12年3月に、今の13,900円という改正を行っておりまして。その後、現在に至るまで、この額については、同額で来ております。ただ、この間、平成15年に、試験手数料について、一度見直しを検討しております。その結果、額の改定までは至らないという試算結果に基づいて、現在も引き続き、13,900円の受験料で実施しているということでございます。この指摘にございますように、指定を受けて試験を実施する手数料としては、当然、その試験の実施を賄うに足りる費用の適正なものでなければならないということでございますけれども、今の13,900円は、この試験を実施しているその結果の収支の状況からも適正であると考えているわけでございますが、ただ、今後とも、この試験の事業の事務、あるいは法人の運営等、効率化を進めていきたいと。その効率化を進めることによって、仮に財源が生じるものであれば、その結果を今後の受験料の見直しに反映させていきたいと考えております。

事務の効率化については、この指摘の中にも、試験事務、法人運営、両面からの効率化が必要と言われているわけですが、法人運営の効率化では、センターとして、この2~3年の間ですけれども、常勤理事の非常勤化とか、あるいは、役員の選定時における公募制の導入とかという法人運営の改善を行っているところでございますけれども、引き続き、試験事務に関しても、受付システムの改定等々を行いながら、更なる効率化に努めていきたいと考えております。

まだかなり先の話という感じはいたしておりますけれども、将来的なところでは、何とか電子申請の導入までというところへ行ければと考えているわけでございます。それらの一環として、いわゆる受験されるユーザーの皆さんへの利便性も考慮いたしまして、受験の願書あるいは受験資格とか手続を整理した「受験の手引」について、従前は紙ベースで作成をしておりまして、受験を希望される方が郵送で申し込むとか、あるいは、事務所窓口に直接お越しになって手に入れるというところをやっていたわけですが、今から3年前、平成21年度にこのシステムを少し変えまして、センターのホームページから、受験の願書あるいは「受験の手引」を送ってくださいという入手の申込ができるように改正をし、今年24年度の試験実施に向けて、この4月からはその一歩先に進めて、受験願書、「受験の手引」を当センターのホームページから直接ダウンロードして、それを使っていただけるように、今、改定をするように準備をしているところでございます。ただ、平成21年にホームページからお申し込みいただいて、その方々に願書なり「受験の手引」をお送りするというシステムにしたわけですが、このビル管理技術者の国家試験の受験を希望される方々のほとんどの方が、今はパソコンを十分に使われるだろうという状況にはなかなかないものですから、毎年、約2万近く、受験願書、「受験の手引」をお渡ししているわけです

が、21、22、23と3年たった段階の状況でも、ホームページを利用して願書等の入手の申込をされる方がまだ5割くらいしかなっていないという状況もありますので、今年より、ホームページから直接ダウンロードして、それをお使いくださいという形にいたしましても、当分の間は、やはり従前どおりの紙ベースの受験願書あるいは手引について、受験者利用サービスとして、同様に並行して準備をしていかなければいけないとは考えております。したがって、今の願書の入手のシステムを変えて、即、これから来年なりにこの効果が費用面で出てくることはちょっと考えてはおりませんが、いずれ、このことが、また、その先の費用効果にもあらわれるのを期待しているのが、今のセンターの状況でございます。

取り急ぎでございましたが、以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございました。

それでは、理美容師試験に関して、松浪さんお願いします。

○松浪氏 理美容師試験センターの松浪でございます。

ポイントだけ説明させていただきますと、資料5の1ページをお開きいただきたいのですが、指摘2で、受験料等の試験業務のコストを適正に反映したものか、あるいは、現在のコスト自体が適正かと、こういった観点が述べられているわけですので、これらを中心に周辺事情を若干説明させていただきます。

2ページですが、理容師・美容師となっています。実は、理美容は、戦前は、警察が取り締まりという観点から所管していたわけですが、昭和22年12月に理容師法が制定されました。この理容師法は、理髪の「理」と美容の「容」を取って、「理容師法」だったのですが、業界の要望等もございまして、昭和32年に「美容師法」が分離されました。とは言しながら、中身はほぼ同じであります。例えば、美容師法が32年にして以来、19次の改正を行っておりますが、これは理容師法も同じように改正している。中身は全く同じと言っても差し支えないわけですが、その職務内容は、理容師が「頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整える業務」、美容が「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくする業務」。強いて言えば、ここが違う。そういうことから、理容師法の方で説明をさせていただきます。

次の【資格取得方法】です。まず、理容師も美容師も業務独占です。受験資格は、厚生労働大臣が指定した養成施設で所定科目を修めた後に受験資格が生まれる。

理容・美容の特徴は、徒弟制度の名残がございまして、通信課程がかなり多い。通信課程の場合は、10月に入学して、3年後の9月に卒業する。昼夜間は、4月に入学して、2年後の3月に卒業する。卒業時期は2回あるわけでございまして、これに合わせて年2回の試験を実施しております。

それから、若干特徴を申し上げますと、他の資格制度にない実技試験が、20人単位で2時間かけてやる。非常に手のかかる、金のかかる、手間のかかる試験を実施している。こ

れが他の制度にない特徴かと思います。

私どもは、平成2年4月に試験機関として指定されたわけですが、それまでは都道府県知事の免許でやっておりましたので、各県ごとに実技試験課題、筆記試験課題、それぞれを埋容師・美容師でつくりまして、その結果に基づいて免許を交付していた。平成2年の指定試験機関になりましたから、筆記試験だけ我々が代行して、その結果を知事さんに御報告して、その結果に基づいて知事さんが免許を交付する。あるいは、平成7年からは、私どもで統一の実技試験を行う。これも同じく、結果を都道府県知事にお返しして、知事さんは、私どものやった試験の結果に基づき免許を交付する、こういう制度になったわけですが、平成12年から大臣免許に変わりました。この結果、登録業務、つまり、免許交付も、私どもが指定登録機関として指定されまして、試験から免許の交付まで一連の作業をすべて私どもが行っているわけであります。

次の3ページをお開きいただきたいのですが、先ほどもビル管の方から御説明がありましたが、そもそも指定機関になった経緯です。昭和58年に出されました第二次臨調の最終答申に基づくわけですが、この最終答申の中に「許認可等」という項目があつて、「試験事務等は、行政機関の裁量的判断を要するものが少なく、比較的定型的なものが多い一方、行政機関にとってかなりの負担となっているものが少なくない」。現在で申し上げますと、理容師さんの受験者は、1人の場合もありますし、5人、10人と。私どもが試験をやるに当たりまして、本部に50人の試験委員を置いております。地方に1,000人近い実技試験委員を置いております。同じ作業を各47都道府県が全部やらなければいけない。大臣免許になったことで、あるいは、私どもが試験から登録まで一連の作業をやることによって、都道府県の業務が相当楽になった。むしろ、この臨調の答申は、恐らく知事会から大きな要望があったと思います。大した収入は上がらないのですが、作業が大きい。

このページには載っていないのですが、答申にはまだ若干重要な部分があります。「行政事務の簡素化等の見地から、民間団体において処理を行っても、制度の意義・目的を損なうおそれのない事務については、極力、民間団体に委譲を行うものとする。なお、委譲に当たっては、受益者負担の適正化の観点から、独立採算性を原則とする。」つまり、国がやっても、私どもがやっても、すべて受験料で賄いなさいというのが臨調答申で盛り込まれているわけです。

この答申に基づいて、60年7月に「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律」が成立いたしまして、これで埋容師法・美容師法の一部改正がなされています。臨調答申にも書かれておりますように、意義・目的を損なうおそれのないということがありますので、当然、民間でやっても、国がやったのと同じような厳正かつ公正な試験が実施できるように、条文的には整理されているところでございます。

次の4ページをごらんいただきたいのです。理容師法の第三条の第二項に「理容師試験は、厚生労働大臣が行う。」原則、厚生労働大臣が行うようになっております。

それから、四条の二で、「厚生労働大臣は、その指定する者（試験機関）に、理容師試験

の実施に関する事務を行わせることができる。」これが指定試験機関の根拠でありまして、このページには載っておりませんが、四条の一七で、「厚生労働大臣は、試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。」つまり、厚生労働大臣が原則的に行うわけですが、試験機関を指定した場合は、厚生労働大臣は試験事務を行わないという規定になっております。

それから、四条の一八では、「国又は指定機関に実費を勘案して、政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。」つまり、受験手数料は、政令で実費を考慮して定めなさい。この政令の所管は、一応原則は、試験を厚生労働大臣が所管するようになっておりますので、国の歳入を見込んで、財務省がこの政令の主務官庁になっています。したがいまして、受験料を改定する場合、厚生労働省ではなく、財務省にお願いして政令改正の手続をとっていただく、こういうシステムになっております。

以上が概略ですが、理美容の特殊な事情も若干ございますので、周辺事情を資料にまとめさせていただきましたので、資料6をごらんいただきたいのです。

まず1ページ目。棒グラフで書いております。青が、理容師の働いている人の数です。これは保健所に届けられた数字を「衛生行政報告例」として集計したものです。赤が美容師さんです。昭和35年は、理容師が20万人、美容師が11万人、以後、ずっと美容師は増え続けておりまして、今や、457,116人、35年の4倍になります。それから、理容師を見ますと、ピークが昭和50年で、以後、徐々に緩やかに減少を続けておりまして、今でも減少傾向にある。これが業界の実態でございます。

次のページは、受験資格は、養成施設で所定の科目を修了しなければ受験できない。そういうことから、我々は2年先、3年先の受験生を非常に推計しやすいわけですが、養成施設の入所者の推移がどうなっているか。理美容関係は、景気の動向に入所者負数が非常に影響しやすいということで、そこに目をつけて、折れ線グラフは、高卒予定者の11月末までに就職希望者の内定率です。このくらいになると、来年は就職するのか、大学へ行くのか、専門学校へ行くのか、大体方向が決まっておりますので、それを折れ線グラフでやっております。棒グラフは、オレンジ色が昼夜間、水色が通信課程です。平成4年から、景気が徐々に悪くなって、就職内定率が下がっております。行き先がないので理容学校へ行こうかということで、入所者が若干増えております。しかし、その後、景気の動向に関係なしに入所者はずっと下がりつ放し、平成23年に入った生徒さんは、昼夜間で1,000人ちょっとです。通信課程は1,000人を割っている。非常に危機的状態にあります。

次のページは美容師です。美容師さんは、景気の動向と入所者数は、相関関係が非常にきれいに出ておりまして、行き先がなくなると養成施設に入る人がずっと増えてくる。平成15年辺りが、内定率もこの前後が底ですが、入所者もここがピークです。以後、だんだん景気がよくなっていますと、また、養成施設に入る人が少なくなってくる。ところが、平成20年以降、相関関係が若干壊れたかな。いずれにしろ、理容も美容も、入所者がどんどん減っているのがおわかりいただけると思います。

それから、4ページをお開きいただきたいのですが、「受験者数の推移」。後ほど、私たちの事業実績報告書に出ておりますが、もう少しわかりやすく、長期間の動向をまとめてみました。理容も美容も、筆記試験と実技試験両方通って初めて合格ですが、片方通った場合、次回に繰越ができます。したがって、春、実技試験に通って、筆記に落ちた場合、秋は筆記試験だけ受ければいい、そういったことから、筆記試験と実技試験の受験者数が異なります。実数は、実際に来た数です。平成12年、理容を見ますと、実人員で9,300人。これは大臣免許が始まって、いろいろな特殊事情がありましたので、若干異常な数字です。次から平常に戻りまして、13年は5,700。ところが、今年度はもう既に願書の締切を終わって、今、試験の真っ最中ですが、今年度は2,369。もう、かなりの理容師の受験者の減少です。これは新卒だけでなく、落ちたので再受験、再々受験も含めた数字です。それから、美容をごらんいただきますと、15年が入所者のピークでございました。受験者も、2年後の17年がピークです。しかしながら、今年度は25,000人。5～6年前の半分になっているわけです。試験をやっていて、非常に苦しいことは、人数に関係なく、固定経費で出る部分が大きいこと。したがって、25,000人受けても、4万人受けても、同じような経費がかかるのが大半であります。財政的に非常に厳しい状況にある。こういったことから、一番ピークの17年から大改革をやろう、不可能はないだろう、こういう方針のもとにいろいろ改革をやらせていただきまして、5ページにその実施状況を記させていただいております。

まず1番が、当時、私、役員でしたが、理事長と私と相談いたしまして、これからみんなに血を流してもらわなければいけない。そういう観点から、まず、役員の退職手当を減額しましよう、給与を落としましよう、退職手当も40%カット、給与も15%。それから、2番目が、仕事量に応じた人員配置あるいは組織になっているかどうか点検をやりまして、実は、私ども東京都を含めて全県に直轄の事務所を置いています。そこに職員を配置しております。この仕事量、仕事の実態、電算化による合理化、つまり、受験する場合、各都道府県に置いている支部の事務所に願書を提出して、それを本部に送ってくる。本部で処理して、また、支部に戻して、本人に行く。これは免許証も同じ、非常に複雑なルートであったわけですが、まず簡素化をやろうということで、第1段階では、47支部16ブロック事務所、沖縄は若干離れておりますので沖縄事務所、それから、32支部。つまり、この段階では4支部ほど削減いたしました。その1年後に、更に、32支部を廃止して、非常勤のマネージャーを25名配置した。マネージャーはどういうことかというと、事務所勤務は要りません。出勤簿もありません。ただ、業務を与えられていまして、実技試験をやる試験委員の手配とか、あるいは試験委員の研修あるいは試験会場の手配、試験当日の進行、こういった現場事務を必要な分だけやって、それで、必要な日数分だけ給与を支払いましょうと、こういうものが非常勤のマネージャーでございまして、支部を廃止して、25名の非常勤マネージャーを配置した。

更に、23年3月には、昨年ですが、16ブロック事務所あったわけですが、更に、3プロ

ック事務所を廃止いたしました、非常勤マネージャーも4名廃止し、新たに2名を新規配置。それから、4番目として、支部・ブロック事務所の廃止等による職員の削減。18年度には常勤職員が97名おりました。非常勤職員が31名。このほかに、業務多忙時期には、たくさんの賃金職員を雇っておりました。定期的に来ていただいている方は128名。それから、22年度になりますと、ちょっと合計が抜けておりますが、常勤が57名、非常勤が27名、合計84名、差引で44名の削減を図ったところです。これは一口に44名と言いますが、労基法に基づいて、あるいは、各個人の納得をいただいて、かなり気の長い、根気の要る仕事でありまして、今考えてみたら、よく削減できたなという感じがいたしております。

それから、すべての事務・事業を見直したわけでありまして、事務所が数年前までは虎ノ門にあったわけですが、立ち退きを契機に、今は江東区の有明に移している。あるいは、登録事務もやっておりますので、たくさんの書類を抱えております。こういった書類は、芝浦の倉庫を借りたり、あるいは、広尾に倉庫を借りたりやっていたわけですが、これを疎開させて、事務所経費の削減を図った。そのほか、第4に書いてありますように、試験会場の見直しとか、審査体制の見直し、こういったことを図りまして、6ページには、それがどういうふうに効果があったのかを、職員数あるいは人件費、家賃、あるいは試験の実施費で、ごらんいただきますと、17年度には、これらの経費の10億近くが、6億1,100万、3億以上の経費削減を図ったところです。これは、組織の簡素化と電算化といったことをもとに削減が図られた。

それから、最後ですが、7ページに、試験会計の収入と支出の関係を書いております。(参考)に、「受験手数料の改定状況」を書いております。筆記試験は、平成2年~4年まで9,000円、5年~15年は11,000円。剰余金が若干出ましたので、16年からは9,600円に引き下げを行った。更に、受験者の減少で、21年からは13,800円に値上げをさせていただいた。実技試験も、平成7年~20年までは13,000円だったのですが、平成21年からは16,200円になった。その結果、21年度、22年度と、剰余金が若干出ておりますが、次の8ページに書いておりますように、私どもは、設立当初の出捐金だけが基本財産になっておりまして、よそのところに手を突っ込むようですが、厚生労働省関係の指定試験機関を挙げさせていただきまして、そこで、基本財産がどういう状況か。法人の安定的運営のためには、今は、運用利回りが低くなっていますが、基本財産を若干強化しなければいけない。今まで、基本財産を積めなかつたのは、一回積んでしまうと、取り壊しができない。そういう中で受験者の動向が激し過ぎて、いつ大きな赤字になるかわからない。独立採算で、だからも援助をもらえない。こういったことから流動資産で持っていたわけですが、今後は、安定化のために、基本財産に若干繕入を行いたいと考えています。

以上でございます。

○倉田座長 関谷さん、松浪さん、ありがとうございました。

それでは、何か御質問あるいは御意見がありましたら、どうぞ。

○長見構成員 ビル管理技術者の方でお伺いしたいのです。試験をする前に、講座の主催

とかそういうのもやっているのですか。受験問題の講習会のようなもの。

○関谷氏 行っておりません。

○長見構成員 それは、みんなどこでそういうことをされるか。それぞれいろいろなところがするという形ですか。

○関谷氏 試験問題の過去問等々については、かなり民間ベースで出版されておりますことと、それから、少し前に、関係団体で、自分たちの会員対象に受講講座なるものを開設しているように聞いております。

○秋山構成員 先ほどの御説明の中で、「受験」という言葉と「受講」という言葉を2つ使い分けていらしたのですけれども、それは資格の取得方法が2つあるからということで分けたのですか。

○関谷氏 失礼しました。説明の中で、「受験」と「受講」の言葉をお話ししたらお詫び申し上げますけれども、すべて「受験」でございます。

○秋山構成員 「受験」ですか。

○関谷氏 はい。

○秋山構成員 そうすると、資格を得る方法の中に2つあります。実務経験2年以上で試験を受ける、もう一つは、学歴とまたは免許と受講をして資格を得るという2つの方法がある。その2つ目の方法の「受講」とは別ですね。

○関谷氏 はい。

○秋山構成員 そうすると、先ほど受験している受験者は1万名程度だというのは、全部試験を受けている人の数ということですね。

○関谷氏 そうでございます。

○秋山構成員 そうすると、その講習を受けて資格を得る人は、全体のどのくらいですか。

○関谷氏 先ほどの説明は、すべて試験を念頭に置いた説明でございます。今、御質問の講習を受ける方は、年間で1,500名前後でございます。

○秋山構成員 ありがとうございます。

○倉田座長 ほかに何か。いかがでしょうか。

現行制度でいいかどうかという話を検討せいで、そういうことです。大分詳しく身を切ったという話はいろいろ御説明いただいたのですが、たしか、准看護師の資格は、昔は県独自にやっていましたね。質の低下が非常に起こって、今は一本化されていますね。変えてない県も1か所か2か所ありますが、そこに受験生が物すごい集中して、逆に、そのレベルが上がったというのもあります。いろいろやり方で、国がやるのはけしからん、民間がやればうまくいくというのは、米国でそういうのをやって、全部こけていますね。質が悪くなつた。だから、何でも民間に任せればうまくいくというのは、民間は利益を追求する。米国で、株式会社が病院をやって何が起きたかというと、とんでもないことが起きているのですね。あれを日本でもやろうなどと言っているようですが、あれをやつたら、日本の医療は完全につぶれる。どういうことかというと、会社がそれを全部運営する。そ

の会社はほとんどの場合、30～40%の利益追求をする。そうすると、医療費が足りなくなりますね。医療保険をやっているのは、アメリカは全部個人の会社ですから、会社が、今まで払うのを、例えば50%にしていたら、それでは利益といったら、とてもではないがカバーできない。そうすると、結局、患者個人に来てしまうことになって、職も失い、家も失いという患者さんの数が物すごい出で、それがアメリカで言われる中流階級の膨大な没落と言っているのですが、実際にその数値を見ると恐ろしいわけで、民間がやればうまくというのは、あるでしょうけれども、そうでない場合が非常に多いということを、日本は、メディアもそうですが、全然認識してないですね。余り勉強していない。民営化したときに、何が起きたか。そういうところで、ヨーロッパでやって、うまくいっている国を少し参考にする必要もあるかと思いますが、この問題について、特別意見があれば、今、是非言つていただきたいと思いますが、どうですか。

いろいろ情報が公開されている点では、昔指摘されたことの次元とは随分違っていると思います。これは、国がどうこうではなく、現行のこの制度のもとで、各々の団体が自分の責任においてやることでよろしいかということに結局なるのですが、その場合に、情報公開をきちんとやる。随分やられていますが、それに関して、公開と説明責任をきちんと果たすということだと思うのですが、更に、機会があれば、検討会での御報告を、更に、必要があれば、お願いすることもあると思いますが、どうですか。何か特別の御意見がなければ、今言ったような方向で一応まとめておこうと思いますが、御意見はありますか。

何か特別に発言したいことが、関谷さん、松浪さんござりますか。

それでは、もし御異存がなければ、今、私が言ったように、一応現行制度のもとで、その団体の責任においてやっていただこうということ。それから、機会があれば、その問題が発生するごとに検討会をするなりして、御報告をいただいて、それに対する対処をする。そういうふうに、要するに、適切な運営をお願いしますということで締めようと思っていますが、いいですか。

○堀江生活衛生課長 2つの団体にやっていただいたので、二通りの説明の仕方になりましたので、理美容の試験研修センターで、試験会計の収支などを出されて、わかりやすく出された。ビル管の方も、今日の結論を左右するものではないかもしれませんけれども、また、補足的にお出しㄧいただいた方がいいかなと思います。

○鶴内課長補佐 次回の日程は、3月16日（金）10時からございます。詳細については、また、後日御連絡させていただきます。

○倉田座長 それでは、大変時間を超過して申し訳ございません。今日の3つの議題、これで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。